

【美容所】施設の構造及び 設備の概要

区画		美容所は隔壁等により外部と区切られていること。
作業場	面積	床面積が、9平方メートル以上とすること。セット椅子が4脚以上となる場合は、3脚を超える1脚につき1.5平方メートルを加算して得た面積以上とする。
	区分	居室、休憩室等作業に直接関係ない場所と隔壁等により区分されていること。
	床及び腰張り	コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用し、清掃がしやすい構造であること。
	洗髪器	流水機能を備え、給湯設備を設けること。(緩和規定有)
	洗い場	洗髪器とは別に、器具類等の洗い場を設置すること。洗い場は流水装置とすること。
	消毒設備	器具の消毒設備を設けること。
	器具の保管	洗浄済み及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して保管する収納箱等を備えること。
	毛髪箱	ふた付きの毛髪箱を備えること。
	汚物箱	ふた付きの汚物箱を備えること。
	採光・照明	採光・照明が充分であること。〔作業面の照度は100ルクス以上が必要〕
	換気	換気が充分であること。〔空気1ℓ中の炭酸ガスの量を5立方センチメートル(0.5%)以下にすること〕
待合所	区分	作業場と待合所は、明確に区分されていること。
便所	区分	隔壁等により作業場と区分され、専用の手洗い設備を有すること。
移動美容所		作業場の床は、支柱その他の設備により作業中は水平に固定すること。
		衛生保持に支障のない量の飲用に適する水を供給できる貯水タンクを設置すること。
		貯水タンクの容量を上回る排水タンクを設置すること。